

<環境省ニュース>

平成15年度環境省重点施策について

環境省大臣官房政策評価広報課

平成14年12月に「環境省重点施策」をとりまとめたので、その内容を紹介する。

平成15年度環境省重点施策

今日の環境問題の多くは国民の日常生活や通常の事業活動に起因するものである。これまでのような大量生産・大量消費・大量廃棄を続けていけば、早晚地球温暖化問題や廃棄物問題をはじめとするさらに厳しい環境の制約に直面し、私たちの生存と活動の基盤である環境を破壊してしまうことになり、社会経済の行き詰まりをもたらすことになるであろう。

折しも、環境と開発を統合し「持続可能な開発」を進めることができが人類の安全で繁栄する未来への道であることを確認した「地球サミット」から10年が経過した。この間、日本は持続可能な社会をめざして歩みを進めてきたが、ヨハネスブルグサミットを終えた現在、私たちは「持続可能な社会」を築くことができたであろうか。環境基本法や循環型社会形成推進基本法の制定、あるいは京都議定書の採択や締結をはじめとするこの10年間の成果により、私たちのめざすべき社会の姿は徐々に明確になってきたが、それを具体化し社会全体に波及させていくのはこれからである。今こそ、私たちのライフスタイルや社会経済活動のあり方など、社会全体にわたる変革を迅速に行い社会そのものを持続可能なものに変えていくべき時である。

このような変革を具体化していくためには国民、民間団体、事業者、地方公共団体、国などの社会を構成するあらゆる主体が、自らの行動に環

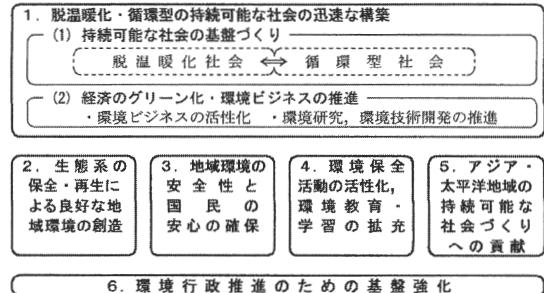


図1 平成15年度環境省重点施策の構成

境への配慮を十分に織り込んでいくことが必要であると環境省は考える。環境省はそのために必要な社会基盤づくり、パートナーシップの構築の重要性を念頭に置きながら、以下に示すとおり平成15年度の重点施策に取り組んでいくこととしている(図1参照)。

1. 脱温暖化・循環型の持続可能な社会の迅速な構築 1,801億円

「脱温暖化社会」へ向けて京都議定書の温室効果ガス6%削減約束を確實に達成するとともに、「循環型社会」へ向けた廃棄物等の発生抑制、適正な循環的利用と処分を着実に進め、持続可能な社会の迅速な構築を図る。そのため経済産業省とも連携しつつ、エネルギー起源の二酸化炭素の排出を抑制する省エネ・代エネ対策を強力に推進する。また生活基盤の構築を含めた環境分野への投資や経済のグリーン化をいっそう促進し、環境ビジネスや環境技術研究等の振興を図り環境制約を新たな成長要因に転換させ、環境と経済の統合を

いっそう進めていく。

〈()は14年度予算額〉

(1) 持続可能な社会の基盤づくり

1,611億円(1,652)

① 政府一体となつた京都議定書目標達成計画の着実な実行

京都議定書の温室効果ガス6%削減約束を確実に達成するため、地球温暖化対策推進大綱を基礎として策定する京都議定書目標達成計画を政府が一体となって着実に実行していく。そして政府全体の地球温暖化対策の進捗状況を的確に把握し評価していくため、温室効果ガス排出量・吸収量の把握・速報化への体制整備を進める。

また地方公共団体と連携して地球温暖化の防止にきわめて大きな効果を有する再生可能エネルギー(バイオエタノール等)の民生部門・運輸部門における利用を促進するとともに、地方公共団体の率先実行計画に基づく施設整備等を支援する。さらにバイオマス等を使用した高効率の発電施設等の整備を進める。

【主な予算措置】 単位：百万円(以下同様)

| | |
|-------------------------------|----------|
| ・ 温室効果ガス排出量・吸収量管理体制整備費 | 248(204) |
| ・ (新)再生可能燃料利用促進補助事業〈特別会計〉 | 800(0) |
| ・ (新)地方公共団体率先対策補助事業〈特別会計〉 | 1,600(0) |
| ・ (新)地域協議会代エネ・省エネ対策推進事業〈特別会計〉 | 300(0) |
| ・ (新)廃棄物処理施設に対する温暖化対策事業〈特別会計〉 | 500(0) |

② 脱温暖化型ライフスタイル(環のくらし)をめざした日常生活の改革

温室効果ガス排出量の増加が著しい国民の日常生活からの温室効果ガス排出量を抑制するため、脱温暖化型の環境にやさしいライフスタイル(環のくらし)への転換に向けた運動を全国的に展開する。また全国地球温暖化防止活動推進センターおよび都道府県地球温暖化防止活動推進センターを活用して、地域のCO₂排出抑制対策を推進するための人材の育成を進める。

【主な予算措置】

| | |
|----------------|----------|
| ・ 「環のくらし」推進事業費 | 148(110) |
|----------------|----------|

| | |
|------------------------|--------|
| ・ (新)温暖化防止活動支援事業〈特別会計〉 | 410(0) |
| ・ ヒートアイランド対策に関する調査 | 23(20) |

【主な税制措置】

| |
|--|
| ・ 地球温暖化防止及びヒートアイランド現象緩和のため、認定緑化施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置を延長 |
|--|

③ 脱温暖化社会の構築に向けた費用効果的な対策および国際協力の推進

温室効果ガスを費用効果的に削減するため、温暖化対策上必要とされた場合には2005年以降早期に温暖化対策税を導入するとの方針に基づき、温暖化対策税の具体的な制度のあり方について検討を進めるとともに、自主的な国内排出量取引を推進する。

また京都メカニズムの活用のための基盤整備・事業者支援を推進するとともに、第1約束期間(2008~2012年)の後も視野に入れながら、米国や途上国を含むすべての国が参加する共通のルールを構築するための政策対話を進める。

【主な予算措置】

| | |
|-----------------------------------|----------|
| ・ 炭素税導入の対策効果および経済活動への影響等に関する検討調査費 | 24(10) |
| ・ (新)CDM/JI、排出量取引の実施に係る支援事業〈特別会計〉 | 1,410(0) |
| ・ (新)地球温暖化に係る将来目標検討経費 | 26(0) |
| ・ (新)日米気候変動問題セミナー実施事業 | 15(0) |

【主な税制措置】

| |
|---|
| ・ 日本の実情に合った温暖化対策税の具体的な制度のあり方を引き続き検討 |
| ・ 環境負荷の少ない自動車の普及を図るため、自動車税のグリーン化や自動車取得税の税率の軽減措置等を延長するとともに、その対象を拡充し新たに燃料電池自動車やLPG自動車等を追加 |

④ 廃棄物等の発生抑制と適正な循環的利用の促進に向けた取組みの拡充

平成14年3月に策定した「循環型社会形成推進基本計画」を踏まえ、モデル事業の実施等さまざまな取組みにより廃棄物等の発生抑制および適正な循環的利用の促進に努める。またPFI方式の活

用や廃棄物処理施設整備重点化計画(仮称)の策定等により必要な廃棄物処理・リサイクル施設を効率的・効果的に整備するとともに、リサイクルの推進と適正処理の確保が両立する制度の確立等を図る。

【主な予算措置】

- ・循環型社会形成推進基本計画フォローアップ
経費 96(25)
- ・廃棄物処理施設整備費(公共)
147,305(160,273)
- ・産業廃棄物処理施設モデル的整備事業(廃棄物処理施設整備費補助のうち)(公共)
4,190(1,900)
- ・ごみゼロ型地域社会形成推進施設整備費(エコタウン事業)
517(50)

【主な税制措置】

- ・自動車リサイクルの推進を図るため、再商品化設備に係る特別償却制度および事業所税の課税標準の特例措置の対象を拡充し、自動車破碎残さ再資源化施設を追加
- ・PFI選定事業者が設置する一般廃棄物処理施設の用に供する家屋および償却資産に係る税制上の特例措置を新設
- ・地方自治体による産業廃棄物に係る独自の税制上の取組の動向を踏まえ、国としての対応のあり方について検討

⑤ 廃棄物の適正処分・不法投棄対策の強化

平成9年廃棄物処理法改正法の施行前(10年6月以前)の産業廃棄物不法投棄事案全体について、一定の期間内に計画的に原状回復を行うための制度的枠組みの整備を進めるなど、産業廃棄物の不適正処理の防止対策や不法投棄の原状回復措置の強化を図り、廃棄物処理に関する国民の信頼を回復していく取り組み等を進める。

さらにPCB廃棄物処理については、拠点的処理施設の整備など全国的な処理体制の整備に着実に取り組む。

またバーゼル条約に基づく廃棄物の不法輸出入防止のための国際的ネットワークの構築にも取り組む。

【主な予算措置】

- ・過去分(10年6月以前)産業廃棄物不法投棄原状回復支援強化(産業廃棄物不法投棄等原状

| | |
|---|---------------|
| 回復措置推進費補助金のうち) | 3,000(0) |
| ・(新)不法投棄事案対応支援事業 | 28(0) |
| ・(新)廃棄物不法輸出入防止国際ネットワーク事業 | 11(0) |
| ・(新)有害物質含有等製品廃棄物の適正処理ガイドライン緊急策定調査 | 13(0) |
| ・(新)最終処分場跡地実態調査費 | 20(0) |
| ・PCB廃棄物処理のための拠点的施設整備事業(廃棄物処理施設整備費補助のうち)(公共) | 10,569(1,400) |
| ・(新)新たなPCB汚染物の特定および適正処理確保方策検討調査 | 13(0) |
| ・PCB廃棄物の拠点処理における運行状況管理のためのシステム開発 | 49(15) |

⑥ 健全な水循環に資する浄化槽の整備強化

効率的効果的な汚水処理施設の整備を図るため、設置費用も比較的安価で水質の保全と河川の水量が確保でき、健全な水循環に資する浄化槽の整備をいっそう進めていく。

【主な予算措置】

- ・浄化槽整備事業の促進 21,146(15,660)
浄化槽市町村整備推進事業の対象地域の拡大
高度処理型浄化槽の対象地域の拡大(廃棄物処理施設整備費補助のうち)(公共)

(2) 経済のグリーン化・環境ビジネスの推進

190億円(183)

① 環境ビジネスの活性化等による経済のグリーン化の推進

脱温暖化社会・循環型社会を迅速に構築し同時に経済の活性化を図るため、環境ビジネスの活性化を積極的に進め経済のグリーン化の進展を図る。このため環境ビジネスに関する情報交換や情報整備のための企業や消費者との意見交換の場の設置等、環境配慮型製品・サービス(エコプロダクト)の市場形成・普及促進、地域資源を活用した環境ビジネスの振興、海外への環境ビジネスの積極的な展開などに資する具体的な支援策を検討し推進する。

また消費者が二酸化炭素排出のより少ない環境配慮型製品等を選択することができるよう日常生活で使用する製品等を中心にLCA手法を活用して評価等を実施し、その情報を提供する。

なお優良化した産業廃棄物処理業をさらにより

高度なサービスを提供する産業として発展できるようにするためのビジョンやビジネスモデルの提示などの取組みを行う。

【主な予算措置】

- ・環境と経済の統合のための産業活動のグリーン化促進に関する調査検討費 12(8)
- ・(新)製品等に係る二酸化炭素排出量評価事業
(特別会計) 100(0)
- (事業活動に伴うエネルギー起源二酸化炭素排出自主管理促進事業のうち)
 - ・(新)産業廃棄物処理業リ・スタイル化計画推進事業費 40(0)

② 環境研究・環境技術開発の促進

ナノテクノロジーを活用した環境技術の開発、温室効果ガスの観測用衛星センサーの開発を進めるとともに、温室効果ガス濃度安定化技術、次世代を担う廃棄物処理技術、自然共生化技術等を対象とした競争的資金の拡充や、民間企業等を対象とした試験研究税制の拡充により環境研究・環境技術開発の促進を図る。また中小企業やベンチャー企業などによる環境技術の市場への普及促進に向け、環境技術の環境保全効果等についての客観的な実証システムを試行実施する。

【主な予算措置】

- ・(新)ナノテクノロジーを活用した環境技術開発推進事業 300(0)
- ・環境研究総合推進費(競争的資金) 3,730(3,660)
- ・廃棄物処理等科学研究費補助金(競争的資金) 1,150(1,050)
- ・衛星搭載用観測研究機器製作費 321(250)
- ・(新)環境技術実証モデル事業 250(0)

【主な税制措置】

- ・試験研究費総額の一定割合の税額控除制度を新設
- ・民間企業が公的研究機関等と連携して行う共同・委託研究について、产学研官連携促進特別試験研究税額控除制度を新設

2. 生態系の保全・再生による良好な地域環境の創造 181億円

本年3月に改定された新・生物多様性国家戦略に基づく各種施策を着実に実施していく。また自

然再生の推進を図るとともに、地球温暖化防止にも資する森林の保全・再生を進めつつ、生態系保全の取組みの強化と自然環境を活かした地域づくりを推進する。

① 自然環境の再生の推進

失われた自然環境の再生を積極的に推進するため関係省庁と連携しつつ、計画段階から専門家やNPO等の参画を得るなど地域の多様な主体との連携を図りながら自然再生事業を実施する。自然環境についての地域の専門家ネットワークの形成や自然再生関連の情報収集について、NPO等を支援するとともに実施体制の充実に努める。

【主な予算措置】

- ・自然再生事業関係費(自然公園等事業費のうち)(公共) 1,002(968)
- ・(新)自然再生情報整備推進費 45(0)

【主な税制措置】

- ・「認定NPO法人」に対する寄附に係る税制の特例措置に關し、現行の認定要件を緩和

② 生態系保全の取組みの強化

生物多様性条約「バイオセーフティーに関するカルタヘナ議定書」の締結に向けて遺伝子組換え生物の生物多様性への影響に関する評価等に係る国内措置を早急に確立し実施を図るとともに、移入種による地域固有の生態系等への影響を低減するための対策を進める。また新・生物多様性国家戦略に基づく施策の実施、評価を着実に進める。

さらに新たに生態系保全も視野に入れた化学物質の審査・規制の法的枠組みの整備を進めるとともに、水生生物への影響にも留意した環境基準等の水質目標について検討を進める。

【主な予算措置】

- ・遺伝子組換え生物対策事業 31(23)
- ・(新)移入種リスク評価基盤緊急整備事業 30(0)
- ・(新)飼養動物との共生推進総合モデル事業 11(0)
- ・(新)トキ野生順化施設整備計画費 71(0)
- ・(新)アザラシ類生息状況調査費 10(0)
- ・特定鳥獣等保護管理対策費補助 138(134)
- ・生態系保全の観点を含めた化学物質の審査・規制手法の改善調査 70(40)
- ・水生生物保全のための水質目標の検討

68(35)

③ 国立公園等の自然を活用した地域づくり

地球温暖化の防止にも資する森林の保全・再生や生態系の保全を推進するため、グリーンワーカー事業の拡充を図るとともに、地域との協力の充実を図る。また豊かな自然環境に恵まれた地域において、良好な地域づくりに資する施設整備を進めるとともに、環境教育や環境学習の視点も重視しながら、地域における自然環境を活かしたエコツーリズムの普及を図る。

【主な予算措置】

- ・国立公園等民間活用特定自然環境保全活動
(グリーンワーカー)事業 150(119)
- ・自然公園等事業費(公共) 14,278(14,687)
- ・(新)自然公園民間活動推進モデル事業費 8(0)
- ・(新)環境保全型自然体験活動(エコツーリズム)推進事業費 11(0)
- ・(新)離島地域自然環境保全計画策定費(国立公園地域連携強化費のうち) 7(0)

④ 自然環境データの整備

生物の量的情報や生態系の機能・構造に係る詳細な情報収集を進めるとともに、近年人為的要因により急速に変化している森林、湿原、干潟などの生態系について、全国にモニタリングサイトを設定し、長期的・継続的にきめ細かな自然環境情報の収集・モニタリングを行う。

【主な予算措置】

- ・(新)重要生態系監視地域モニタリング推進事業費(モニタリングサイト1000) 400(0)

3. 地域環境の安全性と国民の安心の確保

379億円

化学物質による環境リスクの評価・低減およびリスクコミュニケーションをさらに進めるとともに、環境基準の達成が芳しくない項目について原因の究明と対策の推進にいっそう努めるなど、地域環境の安全性に関する国民の不安の解消を図る。

また公害健康被害の補償・予防、水俣病対策等も着実に行う。

① 化学物質による環境リスクの評価・低減およびリスクコミュニケーションの推進

化学物質による環境リスクの低減をいっそう推進するため、化学物質排出把握管理促進法に基づき14年度から集計・公表されるPRTRデータの活用を図りつつ、環境リスクの的確な評価を行いリスク低減対策に反映させていく。さらに内分泌搅乱化学物質(環境ホルモン)についてリスク評価や汚染メカニズムの解明等を進めるとともに、ダイオキシン類対策の充実に努める。また国民の環境リスクへの不安に的確に対処するため、リスクコミュニケーションを推進するとともに、有害化学物質による地球環境の汚染防止等のため、国際的に協調した取組みも推進する。

【主な予算措置】

- ・PRTRデータを活用したリスク低減の推進 38(6)
- ・(新)小児等の脆弱性を考慮したリスク評価検討調査 25(0)
- ・(新)高排出量化学物質モニタリング調査事業 25(0)
- ・水環境における有害物質リスク管理手法検討調査 85(47)
- ・内分泌搅乱化学物質のリスク評価・試験法開発および国際共同研究等推進経費 1,288(1,275)
- ・ごみ焼却施設解体ダイオキシン類測定費補助 200(200)
- ・(新)ダイオキシン類汚染底質対策検討調査 41(0)
- ・POPs(残留性有機汚染物質)条約総合推進費 276(267)
- ・(新)GHS(化学品の分類・表示に関する世界システム)等総合推進費 24(0)
- ・化学物質環境安全社会推進費 49(16)

② 粒子状物質など大気汚染物質の排出削減への取組み等の推進

燃料電池車をはじめとする低公害車の普及促進や使用過程車の窒素酸化物(NOx)・粒子状物質(PM)排出状況の実態調査、環境への負荷の少ない交通の実現に向けた取組みなどの自動車排出ガス対策をいっそう推進するとともに、2次粒子対策などを含めた総合的な対策を実施することにより、浮遊粒子状物質などの大気汚染物質の排出量削減を進める。また生体影響への懸念が指摘され

ている極微小の粒子（環境ナノ粒子）についての調査研究を進め、その実態解明を図る。さらに花粉症対策を推進するため引き続き花粉の観測・予防体制の整備を図る。

【主な予算措置】

| | |
|------------------------------|----------|
| ・(新)燃料電池自動車環境総合調査 | 14(0) |
| ・(新)燃料電池自動車啓発推進費 | 30(0) |
| ・(新)低公害車新環境格付け制度検討調査 | 13(0) |
| ・自動車排出窒素酸化物および粒子状物質総量削減対策推進費 | 298(233) |
| ・(新)環境ナノ粒子の生体影響に関する調査研究費 | 100(0) |
| ・花粉観測・予測体制整備費 | 102(100) |

【主な税制措置】

・環境負荷の少ない自動車の普及を図るため、自動車税のグリーン化や自動車取得税の税率の軽減措置等を延長するとともに、その対象を拡充し新たに燃料電池自動車や超低PM排出ディーゼル認定車等を追加

③ 水環境・土壤環境の改善に向けた取組みの推進
有明海・八代海再生特別措置法が公布・施行されたこと等を踏まえ、有明海等の内湾や湖沼における水質汚濁防止の推進、有機汚濁に関する規制のあり方に関する調査研究等を進めるとともに、水生生物への影響に留意した環境基準等の水質目標や環境管理施策についての検討を進める。また土壤汚染対策については、土壤汚染対策法の円滑な施行に向け着実に体制整備を行っている。

【主な予算措置】

| | |
|----------------------|----------|
| ・有明海水質保全対 | 98(18) |
| ・非特定汚染源対策計画検討調査 | 23(6) |
| ・(新)有機汚濁物質排水規制点検事業 | 23(0) |
| ・(新)水生生物保全のための排出影響調査 | 35(0) |
| ・市街地土壤汚染監視費補助 | 160(24) |
| ・土壤環境保全総合対策推進費補助 | 500(125) |

【主な税制措置】

・公害防止用設備に係る特別償却制度の適用期限の延長

④ 公害健康被害の補償と予防

「公害健康被害の補償等に関する法律」について、所要の財源確保のための改正（14年度中）を

行い、公害健康被害者の救済および健康被害の予防の着実な推進を図るとともに、大気汚染による健康影響について調査研究等を進める。

また水俣病対策については水俣病総合対策医療事業など、平成7年12月の閣議了解等に盛り込まれた施策を着実に実施する。

4. 環境保全活動の活性化、環境教育・学習の拡充

20億円

民間の自発的な環境保全活動の活性化を図り、さまざまな主体の参加を促すため環境NPOに対する支援の拡充、環境分野における人材の育成・活用を進めるとともにその基礎となる環境教育・学習の充実等を図っていく。

① 民間の自発的な環境保全活動への支援の拡充

中央環境審議会総合政策部会中間答申で示された、民間の自発的な環境保全活動を活性化し、さまざまな主体の参加を促すための施策を進めため、地球環境基金事業、税制等による環境NPO等に対する支援の拡充を図るとともに、地域における環境保全活動を支えるために必要な制度の整備を進める。さらに各種の環境保全活動の実施をコーディネートするため、地方環境対策調査官事務所を活用していく。

【主な予算措置】

| | |
|-------------------------|----------|
| ・地球環境基金関係経費 | 802(806) |
| ・地方環境対策調査官事務所情報提供・連携等経費 | 25(8) |

【主な税制措置】

・「認定NPO法人」に対する寄附に係る税制の特例措置に関し、現行の認定要件を緩和

② 環境教育・環境学習の充実

環境保全活動をより活性化させるための基盤となる環境教育・環境学習の充実を図る。そのため文部科学省と共同で総合的なデータベースを整備するとともに、文部科学省との連携により学校教員や地域の環境保全活動を実践するリーダーを対象とした研修を実施する等、環境教育分野における人材の育成を進めていく。また国設鳥獣保護区における環境学習・保全調査拠点施設の設置や、愛知万博での環境教育活動の推進など、多様な場を活用して環境教育・環境学習に関する施策を推進する。

【主な予算措置】

| | |
|--------------------------------------|--------|
| ・(新)環境教育・環境学習データベース総合整備事業 | 20(0) |
| ・(新)環境教育指導者育成事業 | 12(0) |
| ・(新)愛知万博に関する環境教育推進事務費 | 15(0) |
| ・(新)国設鳥獣保護区における環境学習・保全調査拠点整備事業(藤前干潟) | 304(0) |

5. アジア・太平洋地域の持続可能な社会づくりへの貢献 25億円

ヨハネスブルグサミットの成果を踏まえて、アジア・太平洋地域を中心とした持続可能な開発を強力に進めるため、途上国における研究科学能力の向上を図るための人づくりを進めるなど、戦略的な国際協力の展開を図る。また同サミットの「実施計画」に含まれ国連総会において採択された「持続可能な開発のための教育の10年」を推進する。

【主な予算措置】

| | |
|-----------------------------|----------|
| ・地球環境に関するアジア太平洋地域共同研究・観測推進費 | 173(147) |
| ・(新)黄砂対策推進費 | 26(0) |

| | |
|--|-------|
| ・(新)国際環境協力における南南協力推進検討事業 | 11(0) |
| ・(新)持続可能な開発のための教育10年構想事業費(国連大学拠出金) | 50(0) |
| ・(新)「持続可能な未来～教育／IT／天然資源」国際会議の開催(ヨハネスブルグサミットを契機とした持続可能な開発の取組総合推進費のうち) | 25(0) |
| ・(新)森林生態系の保全管理対策検討調査 | 9(0) |
| ・(新)砂漠化防止対策技術の移転手法等検討調査事業経費 | 12(0) |

6. 環境行政推進のための基盤強化 216億円

中央省庁改革、公務員制度改革の趣旨を踏まえ合理化に向けて不断の見直しを進める。他方、上記に掲げた環境行政における数多くの課題に的確に対処していくため、環境省の組織の充実強化等を図る。また特殊法人等整理合理化計画に基づき環境事業団、公害健康被害補償予防協会の特殊会社、独立行政法人への改組を着実に進める。